

子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の利用に伴い施設等利用給付認定1号認定または2号・3号認定を受けているお子様の保護者の方へ

保護者各位

「給付認定通知書に記載の認定期間の延長をする方・保育の必要性事由の変更が必要な方」、「家庭状況等に変更があった方」は、下記の更新の手続きを行ってください。  
 認定区分により必要な手続きが異なりますのでご注意ください。手続きがないまま認定期間が終了した場合は、無償化の対象外となりますのでご注意ください。  
 なお、各種様式については、こども保育課窓口および市ホームページにて取得可能です。(様式は年度ごとに変更となる場合があります。)  
 また、新2号・新3号認定を受けている場合は、毎年1回、現況届を提出(保育の必要性の有無についての確認を行うため)していただくため、事由に変更がない場合であっても各種必要書類の提出が必要となる時期がありますので、予めご了承ください。(現況届の提出時期については、別途通知いたします。)

本紙は手続き確認用として、ご自宅で保管してください。

【令和8年度】家庭状況等の変更に伴う提出書類について

【新1号】施設等利用給付認定1号認定  
 【新2号】施設等利用給付認定2号認定  
 【新3号】施設等利用給付認定3号認定

No.	該当する認定区分		事由	必要書類	教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届	就労証明書(国様式)	医師の診断書(市様式)	母子手帳の写し	育児休業に伴う継続利用申込書(市様式)	介護・看護状況調査票(市様式)	在学証明書	受理証明書	戸籍謄本	市県民税課税証明書または非課税証明書	備考 (状況に変更が生じたら、速やかに書類をご提出ください。)	
	新1号	新2号 新3号														
1	●		認定期間が終了する場合(期間の更新が必要な方) ※お子様が満3歳に達することによる給付認定の区分変更(新3号→新2号)時は、書類提出は不要です。	●				● 該当するもの								保育にあたれない事由を証明する書類を、認定期間の終了する月の15日頃までに必ずご提出ください。(提出が遅れる可能性がある場合には、必ず事前にご連絡ください)
2	●		就労を開始した場合(就労内定が決まった場合)	●	●											勤務開始前(内定)の就労証明書をご提出いただいた場合は、勤務開始後に改めて就労証明書をご提出いただけます。(実際に勤務を開始していることの実事確認のため。)
3	●		育児休業から復帰した場合	●	●											就労証明書等は、復帰した直後に勤務先へ証明書発行の依頼をしてください。(復帰した事実を確認するため。) ※証明書内の復職日にて、復帰の確認をいたします。
4	●		出産後、育児休業を取得せずに仕事に復帰した場合	●	●											出産したお子様を誰が保育するかを変更届の余白等に記入し、ご提出ください。 なお、認可保育施設の申込みを検討されている場合は、生後57日目以降から申込みが可能な施設もありますので、こども保育課までお問い合わせください。 ※証明書内の復職日にて、復帰の確認をいたします。
5	●		転職した場合または勤務時間や雇用期間が変更となった場合	●	●											勤務時間がシフト制の方や変動する方は、直近のシフト表等も併せて提出が必要になる場合があります。
6	●		自営業を開始した場合	●	●(※)											※就労証明書と合わせて、確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、商業・法人登記履歴事項全部証明書等のいずれか一つの添付が必要です。(年に一度の現況届の際は、収入実績を証する書類の提出が必要になります。)
7	●		勤務先を退職した場合や自営業を廃業した場合等	●(※)												※[◆変更が発生した日]欄に、退職日または廃業日を記入してください。(認定期間(利用可能期間)は、求職活動を開始した日(退職日の翌日または廃業日の翌日)から起算して2月を経過する日の属する月の末日までとなります。) 【例①】4月30日付けで退職した場合・・・求職活動を開始する日が5月1日となり、認定期間終了日は6月30日となる。 【例②】6月10日付けで退職した場合・・・求職活動を開始する日が6月11日となり、認定期間終了日は8月31日となる。
8	●		第2子以降を妊娠した場合(妊娠が判明したら直ちに)	●				●(※)								※母子手帳の「分娩予定日」が記載されているページ。
9	●	●	第2子以降を出産した場合	●				●(※)								※母子手帳の「出生届出済証明」が記載されているページ。 <b>出産前後要件終了後は、原則、求職活動への要件変更はできません。</b>
10	●		育児休業を取得する場合(※) (上のお子様、下のお子様の育児休業取得前から新2号または新3号認定を受けて幼稚園の預かり保育を利用して、育児休業取得開始後も当該施設の預かり保育の継続利用を希望する場合)	●	●				●							認定が可能な期間は、 <b>保護者の育児休業終了(予定)日の属する月の翌月末日までです。</b> なお、当該要件への変更が認められるのは、次のいずれかの理由に該当する場合に限ります。 ①子どもの発達上の環境の変化に留意する場合 ②保護者の健康状態に配慮が必要な場合 ③保護者の保育環境支援のため施設等の利用を継続することが好ましい場合 ※父母ともに育児休業継続要件により認定する場合の認定期間については、育児休業対象児童が3歳となる日または復職予定日のいずれか早い日が属する月の翌月の末日までとなります。 また、 <b>育児休業継続要件終了後は、原則、求職活動への要件変更はできません。</b>
11	●		疾病・障がいにより保育にあたることのできない場合 (疾病・障がいによる休職や退職含む)	●			●									身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(要介護1～5)の写し、または診断書(市様式)を提出してください。
12	●		親族の介護・看護により保育にあたることのできない場合	●			●			●						身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(要介護1～5)の写しまたは診断書(市様式)、および介護・看護状況調査票(市様式)を提出してください。
13	●		就学を開始した場合	●							●(※)					※カリキュラム、学生証等の写しも併せて提出してください。(就学先で発行されたもの。) なお、就学期間終了後は速やかに要件を変更する必要があります。(就学要件終了後に求職活動要件への要件変更は可能です。)

本紙は手続き確認用として、ご自宅で保管してください。

## 【令和8年度】家庭状況等の変更に伴う提出書類について

【新1号】施設等利用給付認定1号認定  
 【新2号】施設等利用給付認定2号認定  
 【新3号】施設等利用給付認定3号認定

No.	該当する認定区分		事由	必要書類	教育・保育 給付認定及び 施設等利用 給付認定 変更届	就労 証明書 (国様式)	医師の 診断書 (市様式)	母子 手帳の 写し	育児休業 に伴う 継続利用 申込書 (市様式)	介護・看護 状況調査票 (市様式)	在学 証明書	受理 証明書	戸籍 謄本	市民税 課税証明書 または 非課税証明書	備考  (状況に変更が生じたら、速やかに書類をご提出ください。)	
	新1号	新2号 新3号														
14	●	●	離婚した場合や世帯員が死亡した場合	● 世帯員が変更する 場合は世帯構成欄も 記載してください。	● 世帯員が変更する 場合は世帯構成欄も 記載してください。							● 受理証明書を 提出した場合、 後日必ず戸籍を ご提出ください。	●(※) 該当者のみ 備考欄参照	●(※) 該当者のみ 備考欄参照	婚姻・離婚により、給食費が徴収または無償となる場合があります。 ※原則、子ども保育課から各自治体に対し、マイナンバーを利用して照会しますが、マイナンバー が不明の場合は、ご自身で基準日時点にお住まいの市区町村の住民税担当課へ問合せ、下記 書類の発行依頼をしていただく必要があります。	
15	●	●	結婚した場合	● 世帯員が変更する 場合は世帯構成欄も 記載してください。	● 世帯員が変更する 場合は世帯構成欄も 記載してください。			● 配偶者の該当するもの				● 受理証明書を 提出した場合、 後日必ず戸籍を ご提出ください。	●(※) 該当者のみ 備考欄参照	●(※) 該当者のみ 備考欄参照	【令和8年4月～令和8年8月分】 -基準日：令和7年1月1日 -必要書類：令和7年度住民税課税(非課税)証明書  【令和8年9月～令和9年3月分】 -基準日：令和8年1月1日 -必要書類：令和8年度住民税課税(非課税)証明書	
16	●	●	祖父母と同居することとなった場合	● 世帯構成欄に 同居する祖父母の 氏名を記載 してください。	● 世帯構成欄に 同居する祖父母の 氏名を記載 してください。									●(※) 該当者のみ 備考欄参照	父母ともに非課税の場合や、ひとり親の方で非課税世帯の場合は、祖父母の課税状況により、 給食費が徴収または無償となる場合があります。 下記書類(祖父母分)の提出が必要になる場合がありますので、予めご了承ください。  【令和8年4月～令和8年8月分】 -基準日：令和7年1月1日 -必要書類：令和7年度住民税課税(非課税)証明書  【令和8年9月～令和9年3月分】 -基準日：令和8年1月1日 -必要書類：令和8年度住民税課税(非課税)証明書	
17	●	●	市内で転居した場合	●	●											世帯構成員が変更となる場合は、変更届の住所変更欄に加えて、世帯構成欄も記載ください。
18	●	●	市外に転出する場合	●	●											原則、習志野市外へ転出した時点で、本市での給付認定は取り消しとなります。転出後も引き続き お通りの幼稚園の利用を希望する場合は、転出先の市区町村にて給付認定の手続きが必要と なりますので、転出先の市区町村にご確認ください。
19	●	●	保育にあたれない要件がなくなった場合													保育にあたれない要件がなくなった場合、新2号を受けている方は新1号認定に区分が変更と なり、新3号を受けている方は、認定が取り消しとなります。左記書類を速やかにご提出ください。 ※「◆上記以外の理由」に「保育にあたれない要件がなくなったため」と記入し、「◆変更が発生した 日」には保育にあたれない要件が消滅した日をご記入ください。
20	●	●	幼稚園を退園する場合	●(※)	●(※)											※「◆上記以外の理由」に「退園」と記入し、「◆変更が発生した日」には「退園日」をご記入ください。